

施行日 平成25年4月1日  
最近改正 令和6年11月18日

## 大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。)、地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱及び大阪市東住吉区における地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱(以下「区の基準に関する要綱」という。)に定めるもののほか、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 活動費補助金における大阪市東住吉区長(以下「区長」という。)が指定する補助の対象となる市民活動の分野(以下「活動指定分野」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 活動費補助金及び運営費補助金における補助の対象となる経費は、別表第2のとおりとする。

3 活動費補助金における交付額は、予算の範囲内で、前2項に定める経費の額以内の額とする。

4 運営費補助金における交付額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる活動費補助金の交付額の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。ただし、自然災害や新型インフルエンザ等の感染拡大などの理由により活動の全部又は一部を実施できないと区長が認める場合は、当該各号の定めによらず地域活動協議会の運営の維持に必要な経費に限りこれを認めることができる。

(1) 活動費補助金の交付額が2,000,000円以上である場合

活動費補助金の交付額に100分の25を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 活動費補助金の交付額が1,000,000円以上2,000,000円未満である場合

500,000円

(3) 活動費補助金の交付額が1,000,000円未満である場合

活動費補助金の交付額に100分の50を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

5 前4項の規定に関わらず、本市の他の補助金を受けている事業は、補助の対象としない。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 年間事業計画書（様式第1-1号）
- (2) 年間事業収支予算書（様式第1-2号）
- (3) 事業別実施計画書（様式第1-3号）
- (4) 事業別収支予算書（様式第1-4号）
- (5) 運営費補助金収支予算書（様式第1-5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（前項に規定する書類を含む。）の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システム（地域活動協議会補助金申請システムの運用等に関する要綱第1条に規定する地域活動協議会補助金申請システムをいう。以下同じ。）を使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、補助金の交付を申請することができる。

### (交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反していないかどうか、活動の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

### (申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第6条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付申請取下書（様式第4号）（以下「申請取下書」という。）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 補助金の交付の申請を取り下げようとする者は、申請取下書の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、補助金の交付の申請の取下げを行うことができる。
- 3 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

#### (交付の時期等)

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第12条の規定による交付額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第4条第1項に基づき決定された交付額の範囲内で市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

#### (補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。以下第3項において同じ。）をしようとするときは、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認申請書（様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書（様式第7号）（以下「中止等申請書」という。）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
  - (1) 補助事業の名称、開催時期、開催場所、参加人数、周知方法及び事業効果測定に関するもの
  - (2) 交付決定額内の活動費補助金における市民活動の分野の間又は事業の間での予算流用
- 3 補助事業の内容等の変更又は中止若しくは廃止をしようとする補助事業者は、変更申請書又は中止等申請書の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、補助事業の内容等の変更又は中止若しくは廃止を申請することができる。
- 4 市長は、第1項又は第3項の規定による申請があったときは、これらの申請に係る審査その他必要に応じて現地調査等を行い、補助事業変更が適当と認める場合は大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認決定通知書（様式第6号）により、補助事業の中止又は廃止が

適當と認める場合は大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認決定通知書（様式第8号）により、それぞれその旨を補助事業者に通知する。

5 市長は、前項の調査の結果、補助事業変更が不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更不承認決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の交付額が既に交付を受けた交付額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた交付額から取消し又は変更後の交付額を差し引いた額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（補助事業等の適正な遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大阪市東住吉区地域活動協議会補助金実績報告書（様式第11号）（以下「実績報告書」という。）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 年間事業報告書（様式第11-1号）
- (2) 年間事業収支決算書（様式第11-2号）
- (3) 事業別実施報告書（様式第11-3号）
- (4) 事業別収支決算書（様式第11-4号）
- (5) 運営費補助金収支決算書（様式第11-5号）
- (6) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (7) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿又は活動日誌等
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、実績報告書（前項に規定する書類を含む。）の提出に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、補助事業等の成果を報告することができる。

（交付額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付額を確定し、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第13条 補助事業者は、前条の規定による交付額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、東住吉区地域活動協議会補助金精算書（様式第13号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書に代えて、地域活動協議会補助金申請システムを使用して電気通信回線を通じて送信する方法により、精算内容を提出することができる。

3 補助事業者は、精算書（前項の規定により提出された精算内容を含む。以下この条において同じ。）を当該補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した実績報告書（第11条第3項の規定による報告に添付したもの）を含む。以下この条において同じ。）に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、実績報告書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、実績報告書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 5 市長は、精算書又は実績報告書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 6 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入をしなければならない。

#### （決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不適切な会計処理を行ったとき
  - (2) 政治的行為を行ったと認められるとき又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行ったとき
  - (3) 区の基準に関する要綱第4条第2項の認定が取り消されたとき
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

#### （加算金及び延滞金）

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第18条 市長は、交付申請書及び実績報告書について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者も自主的に公表するよう努めるものとする。

(その他の事項)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年度実施予定事業に係る第3条第1項の規定による適用については、同項中「事業開始の30日前までに」とあるのは「事業開始日までに」とする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現になされている補助金交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月17日から施行する。
- 2 改正後の要綱第2条第2項及び同条第3項に関する規定は、令和3年度以降の活動費補助金及び運営費補助金について適用する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月9日から施行する。
- 2 令和4年度に限り、世界規模の物価高騰による地域活動協議会の光熱費負担を軽減するため、地域活動協議会の運営の維持に必要な電気・ガス代については、本要綱第2条第4項各号の定めによらず、運営費補助金の交付を認めることができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第2条第3項の規定は、令和6年度以降の活動費補助金について適用し、令和5年度までの活動費補助金については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月18日から施行する。
- 2 改正後の要綱第3条第3項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項、第11条第3項、第12条並びに第13条第2項、第3項及び第4項の規定は、令和7年度以降の活動費補助金及び運営費補助金にかかる申請について適用する。

別表第1（第2条第1項関係）

(1) 補助の対象となる市民活動の分野

ア 青少年育成・生涯学習に関する活動
イ 保健・福祉に関する活動
ウ 防災・防犯に関する活動
エ まちづくりの推進に関する活動（ア、イ及びウの活動以外）

(2) 活動指定分野

全ての地域活動協議会について、(1)に掲げるア、イ及びウの分野を指定する。

別表第2（第2条第2項関係）

(1) 活動費補助金の補助の対象となる経費

経費区分	内容等
報酬	事業従事者に支払う報酬
報償費	謝礼金の基準は大阪市のものを準用
旅費交通費	市内交通費、市外への旅費
消耗品費	一個又は一組の価格が5万円未満（書籍の場合は一冊又は一組の価格が5千円未満）の物品、食材費、材料費、車両用品等
燃料費	自動車等を使用した活動に係る燃料費
食糧費	事業又は事業に直接関係のある会議用茶菓代、食事代
印刷製本費	資料、文書、パンフレット等の印刷経費、写真の現像代等
光熱水費	電気代、ガス代、水道代等
修繕料	備品修繕料、事業実施に必要となる車両の点検、整備、修繕費用及び軽微な建物修繕費用（建物及びその敷地内の付属設備等）
通信運搬費	郵便料金、電話代、運送費等
保険料	保険料等
手数料	クリーニング代等
委託料	事業実施に伴う委託に係る経費
使用料及び賃借料	事業実施に伴う会場借上げ経費等
図書購入費	一冊又は一組の価格が5千円以上の書籍
備品購入費	複数の事業で使用する、又は複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められる一個又は一組の価格が5万円以上のもの
分担金	他団体と協働で実施する事業の負担分

会費	事業実施に必要な講習会等の参加費
公課費	自動車税、軽自動車税、自動車重量税
その他	その他市長が認めるもの

(2) 活動費補助金の補助対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	大阪府最低賃金（時間額）を超える部分
食糧費	茶菓代で1回あたり150円／人を超える部分、食事代で1回あたり700円／人を超える部分、アルコール類
委託料	事業全部の委託に係る経費
その他	交際費、他の団体への助成金又はそれに類するもの

(3) 運営費補助金の補助の対象となる経費

経費区分	内容等
報酬	地域活動協議会の運営事務従事者への報酬
報償費	謝礼金の基準は大阪市のものを準用
旅費交通費	市内交通費、市外への旅費
消耗品費	一個又は一組の価格が5万円未満（書籍の場合は一冊又は一組の価格が5千円未満）で地域活動協議会の運営に必要な事務用物品等
食糧費	地域活動協議会の運営に係る会議用・接待用の茶菓代
印刷製本費	地域活動協議会の定期刊行物等の印刷経費等
光熱水費	地域活動協議会の事務所維持・運営に伴う電気、ガス、水道代等
修繕料	備品修繕料、事務所維持運営に伴う軽微な建物修繕費用（建物及びその敷地内の付属設備等）
通信運搬費	郵便料金、電話代、運送費等
保険料	各種保険料
手数料	クリーニング代等
委託料	運営事務の一部の委託に係る経費
使用料及び賃借料	地域活動協議会の運営に係る議事等に使用するための会場借上げ経費等
図書購入費	一冊又は一組の価格が5千円以上の書籍
備品購入費	地域活動協議会の運営に必要であり、かつ複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが

	効率的であると認められる一個又は一組の価格が5万円以上のもの
会費	地域活動協議会の運営に有効な資格・技能等修得のための講習会等の参加会費
公課費	収入印紙代等
その他	その他市長が認めるもの

(4) 運営費補助金の補助の対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	地域活動協議会の運営事務従事者への報酬のうち大阪府最低賃金（時間額）を超える部分、役員報酬又はそれに類する団体運営事務に直接関連しないもの
食糧費	茶菓代で1回あたり150円／人を超える部分、アルコール類
委託料	運営事務の全部の委託に係る経費
その他	交際費、他の団体への助成金又はそれに類するもの

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第3条第1項及び第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額 金 円

(2) 算出の基礎 別紙年間事業計画書のとおり

2 補助事業等の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 年間事業計画書（様式第1-1号）
- (2) 年間事業収支予算書（様式第1-2号）
- (3) 事業別実施計画書（様式第1-3号）
- (4) 事業別収支予算書（様式第1-4号）
- (5) 運営費補助金収支予算書（様式第1-5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(様式第1－1号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 年間事業計画書

1. 実施予定事業及び活動費補助金申請額

(単位：円)

補助の対象となる 市民活動の分野	事業		予算額	補助対象経費	補助金申請額
	番号	名称			
活動指定分野	ア 青少年育成・生涯学習に関する活動				
		計			
	イ 保健・福祉に関する活動				
		計			
ウ 防災・防犯に関する活動					
		計			
エ まちづくりの推進に関する活動					
		計			
合計				A	B

BはAの額以内とする。

2. 運営費補助金申請額

(単位：円)

予算額	補助対象経費	補助金申請額
		C

Cは【B×25%】で得られる額以内とする。

ただし、【B×25%】で得られる額が50万円未満の場合は50万円以内とし、Bが100万円未満の場合はBの50%の額以内とする。

(様式第1－2号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 年間事業収支予算書

1. 収 入

(単位：円)

経費区分	予算額	備考
補助金申請額		
合計		

2. 支 出

(単位：円)

	予算額	補助金申請額	備考
活動費			
運営費			
合計			

※収入欄の「補助金申請額」の予算額と、支出欄の「補助金申請額」の合計金額（網かけ部）が一致すること。

(様式第1－3号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 事業別実施計画書

活動分野				事業番号	
事業名称					
開催時期			開催場所		
利用(来場)者数	人		事業従事者数	人	
内 容					
目的・必要性					
周知方法					
事業効果 測定	測定方法				
	達成度を 測る指標				

(様式第1－4号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 事業別収支予算書

活動分野		事業番号	
事業名称			

(単位：円)

収入		支出			
経費区分	予算額	経費区分	予算額	補助対象経費	
				金額	内訳
補助金申請額					
合計		合計			

(様式第1－5号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 運営費補助金収支予算書

(単位：円)

収入		支出			
経費区分	予算額	経費区分	予算額	補助対象経費	
				金額	内訳
補助金申請額					
合計		合計			

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業者は、不適切な会計処理、法令又は公序良俗に反する活動又は大阪市東住吉区における地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下「区の基準に関する要綱」という。）第4条第2項第6号に掲げる活動を行わないこと。
- (2) 補助事業等の内容等の変更（大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (6) 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第11条に規定する実績報告をすること。
- (7) 補助事業者が区の基準に関する要綱第4条第2項の認定を取り消されたときは、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
- (8) その他、規則、区の基準に関する要綱及び大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大 第 号  
令 和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

### 大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付申請取下書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金の交付決定について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

## 大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認申請書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

大阪市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

(様式第7号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

### 大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間) )

(様式第8号)

大阪市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

(様式第9号)

大阪市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第10号)

大阪市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金事情変更による  
交付決定取消・変更通知書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市東住吉区  
地域活動協議会補助金について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第8条  
第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第11号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

## 大阪市東住吉区地域活動協議会補助金実績報告書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第11条第1項及び第2項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定額 金 円

2 精算内容

補助金の交付決定額	<u>金</u>	円
補助金支出額	<u>金</u>	円
差引剰余額	<u>金</u>	円

3 添付書類

- (1) 年間事業報告書（様式第11-1号）
- (2) 年間事業収支決算書（様式第11-2号）
- (3) 事業別実施報告書（様式第11-3号）
- (4) 事業別収支決算書（様式第11-4号）
- (5) 運営費補助金収支決算書（様式第11-5号）
- (6) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (7) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿又は活動日誌等
- (8) その他市長が必要と認める書類

(様式第11－1号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 年間事業報告書

1. 実施事業及び活動費補助金決算額

(単位：円)

補助の対象となる 市民活動の分野	事業		決算額	補助対象経費	補助金充当額
	番号	名称			
活動指定分野	ア 青少年育成・生涯学習に関する活動				
		計			
	イ 保健・福祉に関する活動				
		計			
	ウ 防災・防犯に関する活動				
		計			
	エ まちづくりの推進に関する活動				
		計			
合計				A	B

BはAの額以内とする。

2. 運営費補助金決算額

(単位：円)

決算額	補助対象経費	補助金充当額
		C

Cは【B×25%】で得られる額以内とする。

ただし、【B×25%】で得られる額が50万円未満の場合は50万円以内とし、Bが100万円未満の場合はBの50%の額以内とする。

(様式第11－2号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 年間事業収支決算書

1. 収 入

(単位：円)

経費区分	決算額	備考
補助金充当額		
合計		

2. 支 出

(単位：円)

	決算額	補助金充当額	備考
活動費			
運営費			
合計			

※収入欄の「補助金充当額」の決算額と、支出欄の「補助金充当額」の合計金額（網かけ部）が一致すること。

(様式第11－3号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 事業別実施報告書

活動分野	事業番号		
事業名称			
開催時期		開催場所	
利用(来場)者数	人	事業従事者数	人
内 容			
目的・必要性			
周知方法			
事業効果 測定	測定方法		
	測定結果 (達成度)		
	結果後の 方 向 性		

(様式第11－4号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 事業別収支決算書

活動分野		事業番号	
事業名称			

(単位：円)

収入		支出			
経費区分	決算額	経費区分	決算額	補助対象経費	
				金額	内訳
補助金充当額					
合計		合計			

※内訳については、領収書と照合できること。

(様式第11－5号)

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金 運営費補助金収支決算書

(単位：円)

収入		支出			
経費区分	決算額	経費区分	決算額	補助対象経費	
				金額	内訳
補助金充当額					
合計		合計			

※内訳については、領収書と照合できるようにすること。

(様式第12号)

大 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金額確定通知書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第13号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

## 大阪市東住吉区地域活動協議会補助金精算書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次とおり精算内容を提出します。

1 精算内容 交付決定額 金\_\_\_\_\_円

確 定 額 金\_\_\_\_\_円

差引剰余額 金\_\_\_\_\_円

### 2 添付書類

- (1) 年間事業収支決算書（様式第11-2号）
- (2) 事業別収支決算書（様式第11-4号）
- (3) 運営費補助金収支決算書（様式第11-5号）
- (4) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第14号)

大阪市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

## 大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書

年 月 日付大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

### 1 取消しの内容

### 2 取消しの理由